⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　契約書作成の要否　要。
⑻　本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑽　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑴イに掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、令和４年10月31日付け最高裁判所事務総局経理局長公示「競争参加者の資格に関する公示」別記に掲げる当該者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係（〒102―8651 東京都千代田区隼町４－２　電話03－3262－0109）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⑾　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⑿　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of expenditure of the procuring entity : UJIMOTO Atsushi, the obligated officer, Director-General of Financial Bureau, General Secretariat, Supreme Court, 4―2 Hayabusa-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8651, Japan
⑵　Classification of the procurement : 41
⑶　Subject matter of the contract : Electrical equipment renovation on the courthouse building of Supreme Court
⑷　Term for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : Between 9 : 00 a.m. and 5 : 00 p.m., From March 10, 2023 to April 10, 2023 (except for holidays)
⑸　Time-limit for the submission of bids by electronic bidding system : 10 : 00 a.m., July 13, 2023 (bids by mail must be received by 10 : 00 a.m., July 13, 2023)
⑹　Contact point for this notice : Contract Section, Construction and Repairing Division, Financial Bureau, General Secretariat, Supreme Court, 4―2 Hayabusa-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8651, Japan, TEL 03―3262―0109

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、令和５年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和５年３月10日
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長　氏本　厚司

◎調達機関番号　003　◎所在地番号　13

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　大阪高地簡裁庁舎機械設備改修工事
⑶　工事場所　大阪府大阪市北区西天満２―１―10
⑷　工事内容　本工事は次に掲げる大阪高地簡裁庁舎機械設備改修工事を施工する。
敷地面積　約23,565㎡
建物用途　裁判所庁舎
構造・階数・建物規模
本館　ＳＲＣ造　地上11階地下２階　延べ面積約50,430㎡
別館　Ｓ造（一部ＳＲＣ造）　地上14階地下２階　延べ面積約23,688㎡
地下駐車場　ＲＣ造　地下１階　延べ面積約1,507㎡

工事種目	機械設備工事	本館改修	一式
		別館改修	一式
	電気設備工事	本館改修	一式
		別館改修	一式
		地下駐車場改修	一式
	建築工事	本館改修	一式
		別館改修	一式

⑸　工期　令和９年９月30日まで。
⑹　使用する主要な資機材　別途設計図書等による。
⑺　本件工事は、入札時に技術提案を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」、「企業の技術力（ワーク・ライフ・バランス関連認定制度に関する評価に限る。）」及び「賃上げの実施に関する評価」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の対象工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本件工事は、申請書および資料の提出、入札を電子調達システムで行う対象工事である。ただし、同システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。なお、紙による入札を希望する場合は、紙入札方式参加承諾願を申請書および資料の提出期限前までに提出し、第１回目の入札締切通知書発行前までに支出負担行為担当官の承諾を得ること。
（詳細は、入札説明書による。）
⑼　本件工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第７条に規定する工事成績評定対象案件である。工事成績評定については、完成検査及び既済部分検査を実施したときに成績評定を行い、評定結果を受注者に対して工事成績評定通知書により通知するとともに公表する。
⑽　本件工事は、入札時積算数量書活用方式の工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
⑾　本件工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑿　本件工事は、建設業法第26条第３項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事である。
⒀　本件工事は、契約手続に係る書類の授受を電子調達システムで行う対象工事である。なお、同システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
⒁　本件工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）、又は、次の⑴、⑵及び⑷の条件を満たしている単独有資格業者であること。
⑴　共同企業体のすべての構成員
ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
イ　裁判所の令和５・６年度における管工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、最高裁判所が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
ウ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑴イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。
エ　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、大阪高等裁判所管内において最高裁判所から指名停止措置を受けていないこと。